


堺市公報 第212号	令和4年4月8日発行
	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について 【市民人権局市民生活部消費生活センター】	3
○地方自治法施行令に基づく徴収事務の委託について 【市民人権局人権部人権企画調整課】	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の所在 地変更について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止 について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在	

地変更について

【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の施術者名の変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	11
○令和4年度の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率について	
【健康福祉局長寿社会部国民健康保険課】	12
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	
【建設局土木部路政課】	12
<公告>	
○堺市立人権ふれあいセンターの臨時休館日について	
【市民人権局人権部人権企画調整課】	18
○堺市立健康福祉プラザの指定管理者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】	18
○堺市立重症心身障害者（児）支援センターの指定管理者の指定について	
【健康福祉局障害福祉部障害支援課】	19
○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出等について	
【産業振興局産業戦略部地域産業課】	20
○堺市立フォレストガーデンの指定管理者の指定について	
【産業振興局農政部農水産課】	22
○堺市黒山東土地区画整理事業の事業計画の変更の認可について	
【建築都市局都市整備部】	22
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	24
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	24

○都市計画法に基づく工事の完了について
【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 25

＜上下水道局公告＞

○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について
て
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 25

○令和4年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域の決定について
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】…………… 26

＜監査委員公表＞

○監査結果に基づく措置通知書の公表
【監査委員事務局監査課】…………… 26

○監査結果に基づく措置通知書の公表
【監査委員事務局監査課】…………… 33

○監査結果に基づく措置通知書の公表
【監査委員事務局監査課】…………… 42

○監査結果に基づく措置通知書の公表
【監査委員事務局監査課】…………… 50

○監査結果に基づく措置通知書の公表
【監査委員事務局監査課】…………… 58

○監査結果に基づく措置通知書の公表
【監査委員事務局監査課】…………… 63

告 示

堺市告示第133号

特定計量器定期検査業務及び手数料の徴収事務契約において、商工手数料（計量検査手数料）の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月8日

堺市長 永藤英機

1 委託する歳入の種類

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）第9条（第1項第2号を除く。）に規定する
特定計量器定期検査手数料

2 委託する期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 大阪府大東市新田本町11番37号

氏名 一般社団法人 大阪府計量協会

理事長 藤田 眞弘

4 受託者の徴収する場所

特定計量器定期検査実施会場



堺市告示第134号

堺市立人権ふれあいセンター刊行物売払代金の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年4月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 委託する歳入の種類

堺市とJSAグループ（構成団体：一般財団法人堺市人権協会、公益財団法人堺市就労支援協会、特定非営利活動法人ヒューマン・ライツ・アドバンス・堺）との間で締結した堺市立人権ふれあいセンター指定管理者協定書（基本協定書）第67条に基づき徴収する堺市立人権ふれあいセンター刊行物売払代金

2 委託する期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 堺市堺区協和町1丁1番23号

氏名 堺市立人権ふれあいセンター指定管理者

J S Aグループ

(構成団体)

一般財団法人堺市人権協会

公益財団法人堺市就労支援協会

特定非営利活動法人ヒューマン・ライツ・アドバンス・堺



堺市告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年4月8日

堺市長 永藤英機

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
つばさクリニック	堺市堺区市之町東5-2-14 301	令和4年3月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
あきみつ歯科	堺市堺区一条通11-27 シルバーコート一条通1階	令和4年3月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
はるな薬局	堺市中区深井水池町377-1	令和4年2月1日

4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーションほくほく	堺市北区百舌鳥梅町1-1-6 昭和ビル200	令和4年2月1日



堺市告示第136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年4月8日

堺市長 永藤英機

1 薬局

名称	所在地	廃止年月日
ユニバーサル薬局深井店	堺市中区深井水池町377-1	令和4年1月31日



堺市告示第137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項において

その例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和4年4月8日

堺市長 永 藤 英 機

名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
訪問看護ステーションニコニコ	堺市美原区北余部40-30	堺市美原区北余部45-21	令和4年2月1日

堺市告示第138号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号(中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和4年4月8日

堺市長 永 藤 英 機

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
特定介護予防福祉用具販売	有限会社ニコニコドラッグ介護事業部	堺市美原区北余部45-21	令和4年2月1日

堺市告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年4月8日

堺市長 永藤英機

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
介護予防訪問入浴介護	陵東館訪問入浴サービスセンター	堺市北区長曾根町1210-1	令和4年2月25日
訪問入浴介護	陵東館訪問入浴サービスセンター	堺市北区長曾根町1210-1	令和4年2月25日

堺市告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年4月8日

堺市長 永藤英機

事業の種類	名称	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
介護予防訪問看護	訪問看護ステーションニコニコ	堺市美原区北余部40-30	堺市美原区北余部45-21	令和4年2月1日
訪問看護	訪問看護ステーションニコニコ	堺市美原区北余部40-30	堺市美原区北余部45-21	令和4年2月1日
特定福祉用具販売	有限会社ニコニコドラッグ介護事業部	堺市美原区北余部40-30	堺市美原区北余部45-21	令和4年2月1日
介護予防福祉用具貸与	有限会社ニコニコドラッグ介護事業部	堺市美原区北余部40-30	堺市美原区北余部45-21	令和4年2月1日
福祉用具貸与	有限会社ニコニコドラッグ介護事業部	堺市美原区北余部40-30	堺市美原区北余部45-21	令和4年2月1日
居宅介護支援	ケアプランセンターニコニコ	堺市美原区北余部40-30	堺市美原区北余部45-21	令和4年2月1日
介護予防訪問サービス	訪問介護ライズケア	堺市堺区一条通19-14 ウエノ第2ビル4階南号室	堺市堺区少林寺町西1-1-8 P S Gビル403号室	令和4年2月1日
訪問介護	訪問介護ライズケア	堺市堺区一条通19-14 ウエノ第2ビル4階南号室	堺市堺区少林寺町西1-1-8 P S Gビル403号室	令和4年2月1日
介護予防訪問入浴介護	アサヒサンクリーン在宅介護センター堺	堺市北区百舌鳥梅町3-22-2 ハビテーション中百舌鳥102号	堺市北区長曾根町3029-14 プルミエールコート102号室	令和4年2月1日
訪問入浴介護	アサヒサンクリーン在宅介護センター堺	堺市北区百舌鳥梅町3-22-2 ハビテーション中百舌鳥102号	堺市北区長曾根町3029-14 プルミエールコート102号室	令和4年2月1日

堺市告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年4月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
百中 智彦	たなか鍼灸整骨院 泉ヶ丘	堺市南区三原台1-2-3 ルポクリニックモール1階	令和4年2月14日



堺市告示第142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年4月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
椿 奈保子	たなか鍼灸整骨院	堺市北区黒土町2323-1 スー	令和4年2月14日

		パーサンプラザ敷地内	
百中 智彦	たなか鍼灸整骨院	堺市北区黒土町2323-1 スーパーサン プラザ敷地内	令和4年2月20日

2 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
百中 智彦	たなか鍼灸整骨院	堺市北区黒土町2323-1 スーパーサン プラザ敷地内	令和4年2月20日

堺市告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の施術者名の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和4年4月8日

堺市長 永藤英機

1 はり・きゅう

施術所	変更前の名称	変更後の名称	所在地	変更年月日
たなか鍼灸整骨院	成安 世那	長野 世那	堺市北区黒土町2323-1 スーパーサン プラザ敷地内	令和4年2月20日
たなか鍼灸整骨院	千葉 ゆり絵	橋口 ゆり絵	堺市北区黒土町2323-1	令和4年2月20日
からだサポート訪問サービス（鍼灸）	千葉 ゆり絵	橋口 ゆり絵	堺市北区北長尾町1-3-8	令和4年2月21日

堺市告示第144号

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号。以下「条例」という。）第11条の5の5第2項及び第11条の9第2項において準用する条例第11条第2項の規定に基づき、令和4年度の一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率を次のように決定したので告示する。

令和4年4月8日

堺市長 永藤英機

一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率	
所得割	1000分の28.0（年額）
被保険者均等割	9,272円（年額）
世帯別平等割	9,963円（年額）

介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率	
所得割	1000分の26.2（年額）
被保険者均等割	17,968円（年額）

堺市告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和4年4月8日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
北旅籠西綾之西4号線	堺区綾之町西2丁2番12地先	旧	3.64	16.05	(※060) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区綾之町西2丁2番11地先	新	3.82	16.05	
北旅籠東綾之東1号線	堺区桜之町東1丁28番18地先	旧	3.56 3.78	28.78	(※063) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区桜之町東1丁28番16地先	新	4.13 4.35	28.78	
七道東2号線	堺区並松町28番1地先	旧	4.00	2.00	(シ048) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区並松町28番1地先	新	4.00	2.00	
大仙中12号線	堺区大仙中町48番1地先	旧	3.92 3.93	38.13	(ヲ303) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区大仙中町49番1地先	新	3.92 5.35	38.13	
深井畑山4号線	中区深井畑山町397番3地先	旧	3.10 3.98	20.35	(7005) 開発に伴う寄付 関係分
	中区深井畑山町397番3地先	新	3.90 4.01	20.35	
関茶屋7号線	東区関茶屋66番5地先	旧	4.23 4.55	24.26	(セ014) 開発に伴う寄付 関係分
	東区関茶屋66番5地先	新	5.70 5.70	24.26	
日置荘西24号線	東区日置荘西町3丁237番2地先	旧	4.70	2.00	(ヒ212) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘西町3丁237番2地先	新	4.70	2.00	
日置荘西47号線	東区日置荘西町3丁237番10地先	旧	3.95	13.92	(ヒ235) 開発に伴う寄付 関係分
	東区日置荘西町3丁237番2地先	新	4.35	13.92	
鳳西21号線	西区鳳西町2丁316番1地先	旧	0.82 0.92	33.21	(ハ197) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳西町2丁316番1地先	新	2.76 2.81	33.21	
鳳南6号線	西区鳳南町3丁192番1地先	旧	6.75	2.00	(ハ245) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳南町3丁192番1地先	新	6.75	2.00	
草部10号線	西区草部292番9地先	旧	1.35 1.40	33.69	(ヲ026) 開発に伴う寄付 関係分
	西区草部292番5地先	新	4.06 4.32	33.69	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
浜寺石津西10号線	西区浜寺石津町西4丁235番11地先	旧	4.15 4.27	24.28	(ハ010) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町西4丁235番1地先	新	4.70 4.70	24.28	
浜寺石津西10号線	西区浜寺石津町西4丁185番3地先	旧	3.75 3.77	16.51	(ハ010) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町西4丁185番3地先	新	4.23 4.24	16.51	
浜寺石津西16号線	西区浜寺石津町西4丁157番3地先	旧	3.85 4.22	10.83	(ハ016) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町西4丁157番3地先	新	4.27 4.46	10.83	
浜寺石津西19号線	西区浜寺石津町西4丁235番1地先	旧	3.80	4.30	(ハ019) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町西4丁235番1地先	新	4.25	4.30	
浜寺石津西43号線	西区浜寺石津町西5丁331番8地先	旧	4.02	2.00	(ハ122) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町西5丁331番8地先	新	4.02	2.00	
浜寺石津東1号線	西区浜寺石津町東4丁293番12地先	旧	1.95	11.10	(ハ126) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺石津町東4丁293番3地先	新	3.33	11.10	
浜寺公園浜寺昭和1号線	西区浜寺公園町1丁16番7地先	旧	6.08 6.14	25.92	(ハ151) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺公園町1丁15番1地先	新	6.39 6.42	25.92	
浜寺諏訪森西浜寺諏訪森中1号線	西区浜寺諏訪森町西3丁256番5地先	旧	3.50 3.87	6.57	(ハ206) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺諏訪森町西3丁256番5地先	新	4.35 4.70	6.57	
浜寺諏訪森東浜寺昭和1号線	西区浜寺諏訪森町東3丁226番13地先	旧	3.64	17.89	(ハ232) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺諏訪森町東3丁226番14地先	新	4.00	17.89	
浜寺船尾西19号線	西区浜寺船尾町西4丁405番10地先	旧	5.49	2.50	(ハ266) 開発に伴う寄付 関係分
	西区浜寺船尾町西4丁405番10地先	新	5.49	2.50	
金岡43号線	北区金岡町2192番12地先	旧	2.12 2.41	7.38	(カ201) 開発に伴う寄付 関係分
	北区金岡町2192番12地先	新	3.06 3.21	7.38	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
金岡55号線	北区金岡町2121番1地先	旧	2.47 2.62	17.47	(カ213) 開発に伴う寄付 関係分
	北区金岡町2121番1地先	新	3.59 3.66		
金岡229号線	北区金岡町2192番12地先	旧	2.72 3.41	16.70	(カ404) 開発に伴う寄付 関係分
	北区金岡町2192番13地先	新	3.36 4.00		
蔵前7号線	北区蔵前町3丁1214番3地先	旧	4.34 4.36	2.84	(ク116) 開発に伴う寄付 関係分
	北区蔵前町3丁1214番3地先	新	4.34 4.70		
蔵前9号線	北区蔵前町3丁1621番1地先	旧	3.93 3.98	16.71	(ク118) 開発に伴う寄付 関係分
	北区蔵前町3丁1621番1地先	新	4.32 4.34		
長曾根41号線	北区長曾根町623番1地先	旧	2.97 4.16	23.39	(ナ088) 開発に伴う寄付 関係分
	北区長曾根町623番8地先	新	3.84 4.43		
東浅香山大豆塚2号線	北区東浅香山町1丁51番1地先	旧	3.22 4.00	5.12	(ト002) 開発に伴う寄付 関係分
	北区東浅香山町1丁51番1地先	新	3.22 4.00		
東上野芝百舌鳥赤畑1号線	北区百舌鳥本町2丁180番2地先	旧	2.66 3.16	8.29	(ト115) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥本町2丁180番2地先	新	3.16 3.40		
百舌鳥赤畑22号線	北区百舌鳥赤畑町3丁117番8地先	旧	5.64 6.82	36.36	(ニ048) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥赤畑町3丁117番11地先	新	6.82 8.00		
百舌鳥梅14号線	北区百舌鳥梅町1丁301番2地先	旧	2.60 2.94	9.48	(ニ077) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥梅町1丁301番3地先	新	3.30 3.47		
百舌鳥本町36号線	北区百舌鳥本町2丁256番4地先	旧	1.82 7.05	12.17	(ニ405) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥本町2丁256番5地先	新	2.91 7.99		
平井11号線	中区小阪475番1地先	旧	2.10 2.30	46.39	(ト086) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	中区小阪475番1地先	新	4.40 4.50		

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
深井清水16号線	中区深井清水町2128番4地先	旧	5.41	2.17	(7120) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	中区深井清水町2128番4地先	新	5.41	2.17	
日置荘西56号線	東区日置荘西町6丁541番2地先	旧	2.77	90.26	(7244) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	東区日置荘西町6丁549番2地先	新	5.71	90.26	
日置荘西57号線	東区日置荘西町6丁541番2地先	旧	6.70	55.41	(7245) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	東区日置荘西町6丁541番2地先	新	9.70	55.41	
上野芝上野芝向ヶ丘1号線	西区上野芝向ヶ丘町1丁777番18地先	旧	5.19 5.40	48.36	(7001) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	西区上野芝向ヶ丘町1丁777番66地先	新	7.45 7.55	48.36	
菱木57号線	西区菱木4丁2696番1地先	旧	3.00 4.70	4.59	(7375) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	西区菱木3丁2697番1地先	新	3.00 5.70	4.59	
百舌鳥陵南74号線	北区百舌鳥陵南町2丁633番2地先	旧	2.02 3.94	2.52	(7181) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	北区百舌鳥陵南町2丁633番2地先	新	3.40 3.94	2.52	
百舌鳥陵南11号線	北区百舌鳥陵南町2丁621番2地先	旧	3.72 4.19	19.63	(7195) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	北区百舌鳥陵南町2丁621番2地先	新	4.21 4.45	19.63	
平尾1号線	美原区平尾305番2地先	旧	3.50 3.70	26.57	(7667) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	美原区平尾305番2地先	新	4.05 4.05	26.57	
平尾1号線	美原区平尾306番1地先	旧	3.68 3.70	2.33	(7667) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	美原区平尾306番1地先	新	4.05 4.05	2.33	

公 告

堺市公告第209号

堺市立人権ふれあいセンター条例（昭和49年条例第34号）第24条第1項第2号の規定に基づき、堺市立人権ふれあいセンターの臨時休館日を指定管理者が定めたので、同条第2項において準用する同条例第23条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 臨時休館日（休館対象施設）

- (1) 令和4年5月3日（火）（全館）
- (2) 令和4年9月30日（金）（舳松人権歴史館（人権資料・図書室含む。））
- (3) 令和5年3月31日（金）（全館）

2 休館の理由

上記1(1)の日については、全館停電を伴う電気設備の法定点検のため

上記1(2)の日については、展示資料・図書資料の整理のため

上記1(3)の日については、展示資料・図書資料の整理及び施設安全点検・整備のため

~~~~~

堺市公告第210号

堺市立健康福祉プラザ条例（平成22年条例第8号）第17条第3項の規定に基づき、堺市立健康福祉プラザの指定管理者を指定したので、同条例第18条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 指定管理者

所在地 堺市南区城山台五丁1番4号

名称 堺市社会福祉事業団・堺障害者団体連合会・フィットネス21事業団 共同事業体

(代表団体)

所在地 堺市南区城山台五丁1番4号

名称 社会福祉法人 堺市社会福祉事業団

(他の構成団体)

所在地 堺市堺区南瓦町2番1号

名称 特定非営利活動法人 堺障害者団体連合会

所在地 大阪市東淀川区瑞光一丁目15-24 玉井ビル2F

名称 公益財団法人 フィットネス21事業団

2 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで



堺市公告第211号

堺市立重症心身障害者（児）支援センター条例（平成22年条例第9号）第7条第3項の規定に基づき、堺市立重症心身障害者（児）支援センターの指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月8日

堺市長 永藤英機

1 指定管理者

所在地 広島市安佐北区小河原町1281番地

名称 社会福祉法人三篠会

2 指定の期間

令和4年4月1日から令和14年3月31日まで



堺市公告第212号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局産業戦略部地域産業課及び東区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局産業戦略部地域産業課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和4年4月8日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ライフ初芝店  
 堺市東区日置荘西町一丁目991番1 ほか
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 株式会社ライフコーポレーション  
 代表取締役 岩崎 高治  
 東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 小売業を行う者の氏名又は名称                 | 住 所                |
|--------------------------------|--------------------|
| 株式会社ライフコーポレーション<br>代表取締役 岩崎 高治 | 東京都中央区日本橋本町三丁目6番2号 |
| 株式会社マツモトキヨシ<br>代表取締役 松本 貴志     | 千葉県松戸市新松戸東9番地1     |

- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年11月29日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,279平方メートル

- 6 駐車場の収容台数  
129台

- 7 駐輪場の収容台数  
690台

- 8 荷さばき施設の面積  
168平方メートル

- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
23.2立方メートル

- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者         | 開店時刻  | 閉店時刻   |
|-----------------|-------|--------|
| 株式会社ライフコーポレーション | 8時00分 | 23時00分 |
| 株式会社マツモトキヨシ     | 8時00分 | 23時00分 |

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
7時30分から23時30分まで（21時以降は一部利用制限あり）
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口1か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
6時00分から21時00分まで（一部6時00分から7時30分まで）
- 14 届出年月日  
令和4年3月28日

堺市公告第213号

堺市立フォレストガーデン条例（平成5年条例第29号）第19条第3項の規定に基づき、堺市立フォレストガーデンの指定管理者を指定したので、同条例第20条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月8日

堺市長 永藤英機

1 指定管理者

所在地 堺市南区槇塚台3丁1番7号

名称 みんなの里山倶楽部

（代表団体）

所在地 堺市南区槇塚台3丁1番7号

名称 特定非営利活動法人ASUの会

（他の構成団体）

所在地 堺市南区槇塚台3丁1番7号

名称 一般社団法人堺南すこやかファーム推進会

所在地 堺市南区御池台3丁14番16号 橋本方

名称 一般社団法人泉北レモンの街ストーリー

所在地 堺市南区深阪南2690番地

名称 泉北エンタープライズ株式会社

2 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

---

堺市公告第214号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第1項の規定に基づき、次の土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により、次の事項を公告する。

令和4年4月8日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 土地区画整理事業の名称  
堺市黒山東土地区画整理事業
- 2 施行者の名称  
三井不動産株式会社  
代表取締役 菰田 正信
- 3 事務所の所在地  
東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号 三井不動産株式会社商業施設本部
- 4 事業施行期間  
変更前 令和2年7月17日から令和4年3月31日まで  
変更後 令和2年7月17日から令和5年3月31日まで
- 5 施行地区  
堺市美原区黒山の一部
- 6 施行者の住所  
東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号
- 7 施行認可の年月日  
令和2年7月2日
- 8 変更認可の年月日  
令和4年3月29日

~~~~~

堺市公告第215号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区草部1691番10並びに原田167番22、170番1、170番10から170番14まで及び234番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

和歌山市黒田一丁目2番17号

アズマハウス株式会社

代表取締役 東 行男



堺市公告第216号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市北区金岡町2583番1の一部及び2583番2の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市北区金岡町720番地

堺市金岡町自治連合会

会長 木村 満

堺市公告第217号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月8日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域
堺市北区南長尾町一丁17番1及び17番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府堺市堺区向陵中町1丁9番14号
播磨 美智子

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第54号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号の規定により、次のとおり公告する。

令和4年4月8日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指 定 番 号 第885号
廃 止 年 月 日 令和4年3月10日
事 業 者 の 名 称 株式会社星和エンジニアリング

事業者の住所 岸和田市下松町3丁目7番43号
代表者の職氏名 代表取締役 初川 雅典
事業所の名称 株式会社星和エンジニアリング
事業所の所在地 岸和田市下松町3丁目7番43号

堺市上下水道局公告第55号

堺市都市計画下水道事業受益者負担金条例（昭和63年条例第25号）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

その関係図面は、公告の日より7日間、堺市上下水道局サービス推進部給排水設備課において一般の縦覧に供する。

令和4年4月8日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

中央B負担区 中区 陶器北、八田寺町、平井及び福田の各一部
東区 菩提町2丁の一部
西区 太平寺及び菱木3丁の各一部
南区 片蔵、逆瀬川及び美木多上の各一部

美原第7負担区 美原区 大保及び多治井の各一部

西除川右岸第2負担区 美原区 阿弥の一部

監査委員公表

堺市監査委員公表第16号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法

律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月8日

堺市監査委員	三	宅	達	也	
	同	田	淵	和	夫
	同	藤	坂	正	則
	同	播	磨	政	明

行管第1542号

令和4年3月22日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和3年12月22日付け監査委員報告第14号 市民人権局
令和3年12月22日付け監査委員報告第15号 建設局
令和3年12月22日付け監査委員報告第16号 南区役所
令和3年12月22日付け監査委員報告第17号 消防局
令和3年12月22日付け監査委員報告第21号 堺市立人権ふれあいセンター
令和3年12月22日付け監査委員報告第22号 堺市立青少年センター、堺市立
青少年の家、堺市立日高少年自
然の家

監査結果に基づく措置通知

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和3年8月2日 ～ 令和3年12月22日	
措置を講じた部局等	市民人権局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>4 (2)</p> <p>委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 委託業務における提出書類</p> <p>男女共同参画センターエレベーター設備保守点検業務について、仕様書では、受注者は契約締結後速やかに、点検に必要な資格等証明書や作業計画、安全対策等を含んだ受注業務計画書を提出し、本市の承諾を得ることとされている。</p> <p>しかし、受注業務計画書の提出を受けておらず、点検に必要な情報等がないまま、本業務が履行されていた。</p> <p>また、過年度の契約においても、受注業務計画書の提出を受けておらず、少なくとも平成27年度以降は、上記と同様の状況になっていた。</p>	<p>御指摘を受け、速やかに所属長から所属職員全員に指導し、また受注者に対しても業務計画書の提出について指示・指導を行い、令和3年11月16日に提出を受けました。</p> <p>また、再発防止に向け、令和3年11月26日に、必要書類の提出を漏れなく受け、業務の履行確認を徹底して行うよう、再度、所属長から所属職員全員に指導しました。</p> <p>職員全員が施設を管理する者としての責任を再確認し、今後、業務計画書をはじめとする契約時の必要関係書類について、職員全員で確認を行う場を設定します。</p>	<p>男女共同参画推進部</p> <p>男女共同参画センター</p>
<p>4 (4)</p> <p>補助金について</p>		

<p>補助金に係る事務について、以下のとおり意見を付す。</p> <p>[補助金の対象経費について（意見）]</p> <p>堺市地域貢献事業所防犯カメラ設置事業補助金交付要綱では、防犯カメラ、録画装置、モニターの購入等に係る費用を補助対象経費としており、消費税額を含めた対象経費の2分の1（上限10万円）を市内事業者等に対して補助することとしている。</p> <p>消費税の制度上、課税仕入れに係る消費税額は、課税売上げに係る消費税額から控除（以下「仕入税額控除」という。）されるものである。補助事業者が補助対象となる課税仕入れを行い、確定申告において仕入税額控除した場合には、補助金収入は課税売上げではないため、課税仕入れに係る消費税額を実質的に負担しておらず、当該消費税額を補助対象経費とすることは適切ではない。</p> <p>以上のような場合を想定して、同要綱において、消費税の取扱いを整理されたい。</p> <p>4(5) 現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公金外現金の取扱い</p>	<p>御意見を踏まえ、同要綱について、令和3年11月8日付で、消費税及び地方消費税は補助対象経費に含めないとする要綱改正を行いました。</p>	<p>市民生活部 市民協働課</p>
--	---	------------------------

<p>堺市献血推進協議会事業金の事務で扱っている公金外現金について、取扱いの規定では、収支整理者及び出納取扱者は、当該団体への負担金や補助金等の支出手続等を担当する者同一の者としないとされているにもかかわらず、収支整理者が同団体への補助金の支出手続を行っていた。</p>	<p>御指摘を受け、令和3年10月19日に所属長から公金外現金の取扱いについて所属職員に指導し、あわせて関係職員による課内会議で規定の確認を行いました。</p> <p>また、再発防止に向け、公金外現金ごとの収支整理者、出納取扱者を取りまとめた一覧表を作成し、令和3年10月25日に執務室へ掲出しました。</p>	<p>市民生活部 市民協働課</p>
<p>イ 領収証の取扱い</p> <p>日赤社資の事務で扱っている公金外現金について、取扱いの規定では、公金外現金取扱管理者は領収証用紙に一連番号を付すこととされているにもかかわらず、領収証用紙に一連番号を付していなかった。</p>	<p>御指摘を受け、令和3年10月19日に領収証用紙の全てに一連番号を付しました。</p> <p>また同日、再発防止に向け、所属長から所属職員に領収証の取扱いについて指導し、あわせて関係職員による課内会議で規定の確認を行いました。</p>	<p>市民生活部 市民協働課</p>
<p>ウ 金銭出納帳の記載</p> <p>堺市人権教育推進協議会の事務事業費（企業部会会費会計）の事務で扱っている公金外現金の金銭出納帳に、令和3年8月3日から9月21日の間に受入れ及び払出しがあったにもかかわらず、その記載が行われていなかった。</p>	<p>御指摘を受け、直ちに通帳及び関係帳票を突合し、金銭出納帳に追記しました。</p> <p>また、再発防止に向け、令和3年11月1日をはじめ、適宜、所属長から所属職員に対して公金外現金の適切な取扱事務の徹底について指導しました。</p> <p>今後、事務処理の漏れや誤りが起こらないよう、朝礼時に所属長からの声掛けを実施するなど、公金外現金の適切</p>	<p>人権部 人権推進課</p>

	な事務処理に向け、繰り返し所属職員への確認を行います。	
--	-----------------------------	--



堺市監査委員公表第17号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月8日

堺市監査委員	三宅達也
同	田淵和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

行管第1542号

令和4年3月22日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和3年12月22日付け監査委員報告第14号	市民人権局
令和3年12月22日付け監査委員報告第15号	建設局
令和3年12月22日付け監査委員報告第16号	南区役所
令和3年12月22日付け監査委員報告第17号	消防局
令和3年12月22日付け監査委員報告第21号	堺市立人権ふれあいセンター
令和3年12月22日付け監査委員報告第22号	堺市立青少年センター、堺市立 青少年の家、堺市立日高少年自 然の家

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和3年8月2日～令和3年12月22日	
措置を講じた部局等	建設局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 (1)</p> <p>道路橋りょう使用料（道路占用料）について</p> <p>堺市道路占用料条例に基づき、道路占用料を収入している。</p> <p>この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 道路占用許可の決裁</p> <p>道路占用許可手続について、路政課は許可申請書の内容を審査した上で、本市から警察へ協議書（道路占用等協議書）を発行し、この協議の後に道路占用許可書、あわせて掘削を要する場合には道路掘削現認書を発行している。この事務について、以下のものがあつた。</p> <p>(ア) これら3種類の書類は、道路占用許可の決裁を経て発行されるが、施行日及び公印使用を確認する欄は1か所しかなく、いずれの文書の施行を記録したものか分からない状態となつていた。</p> <p>(イ) 決裁文書には、必要な施行文案を添付しなければならない</p>	<p>御指摘を受け、令和3年9月28日より決裁文書に施行日及び公印使用欄を追加し、それぞれの文書の施行を確認できるようにしました。</p> <p>御指摘を受け、堺市文書規程、文書事務の手引きの規定</p>	<p>土木部 路政課</p> <p>土木部 路政課</p>

<p>が、道路占用許可書の施行政案は添付されているものの、道路占用等協議書及び道路掘削現認書の施行政案は添付されていない。</p>	<p>に基づき、令和3年11月17日より決裁文書に道路占用等協議書及び道路掘削現認書の施行政案を添付して決裁を行うようにしました。</p>	
<p>イ 道路占用料の徴収 南区原山台3丁の泉北地区一括引継財産（公園予定地）に接する市道に設置されている電柱に道路法に基づく占用許可の申請のない電話線が共架され、堺市道路占用料条例に基づく道路占用料を徴収していないものがあった。</p>	<p>当該電話線の所有者から占用許可申請を受け、令和3年11月17日に占用許可を行い、12月22日に占用料を徴収しました。 今後も引き続き、占用許可申請に漏れがないよう、占有者に適正な申請を求めて参ります。</p>	<p>土木部 路政課</p>
<p>3 (1) コミュニティサイクル事業について 環境にやさしい自転車を活用した低炭素型の交通システムで、「クールシティ・堺」の実現に向け、過度の自動車利用からの転換をめざす「モビリティ・イノベーション」を担う一端として、平成22年9月からコミュニティサイクルの運用を開始している。 この事業について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p>	<p>御指摘を受け、直ちに受託者から不足している収入印紙を貼付した契約書を受理しました。 今後は、契約書を受け取る</p>	<p>サイクルシティ推進部 自転車企画推進課</p>
<p>ア 収入印紙の貼付 堺東駅前ほかコミュニティサイクルポート管理運営ほか業務について、金額が不足した収入印紙が貼付されている契約書を受け取っていた。</p>	<p>今後は、契約書を受け取る</p>	<p>サイクルシティ推進部 自転車企画推進課</p>

<p>4 (1) 道路橋りょう使用料（放置自転車等撤去保管手数料）について 堺市自転車等の放置防止に関する条例に基づき、放置禁止区域内に放置された自転車等の撤去及び保管に要した費用を当該自転車等の利用者等から徴収し収入している。 この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 撤去自転車等の返還手続 堺市自転車等の放置防止に関する条例施行規則によると、撤去自転車等の返還を受けようとする者は、堺市放置自転車等返還申請書に必要事項を記入して市長に提出しなければならないとされている。 しかし、撤去した原動機付自転車の返還にあたって、鍵の所持と撤去保管手数料の支払いはあったものの、申請書の記載を拒否され提出を受けていないものがあった。</p> <p>5 (1) 都市計画使用料（公園使用料）について 堺市公園条例に基づき、公園占用料及び公園使用料を収入している。 この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切</p>	<p>際に複数の職員で確認します。また、支払時にも再確認を行い再発防止に努めます。</p> <p>御指摘を受け、令和4年4月1日からは、撤去自転車等の鍵の提示等により利用者等であることを証明することで、撤去自転車等を返還できるよう、令和4年1月21日に規則の改正を行いました。</p>	<p>サイクルシティ推進部 自転車対策事務所</p>
--	--	---

<p>な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公園占用料の徴収</p> <p>公園占用許可申請があった場合、公園監理課は内容を審査し占用許可を行うこととしている。申請書添付の図面を点検したところ、申請書に記載された面積の計算が誤っていたにもかかわらず、申請書に記載されたままの面積で許可したため、使用料が過徴収となっているものがあった。</p>	<p>申請者に連絡を行い、令和3年12月2日に過徴収した占用料の還付を行いました。</p> <p>今後は、現在使用している工事占用事前相談チェックシートに占用面積の算出方法に関するチェック項目を追加するなど、申請者及び市担当者がともに面積算出に留意するよう改善を行います。</p> <p>また、申請書の審査（占用面積等の確認）において、関係職員で相互にチェックするとともに決裁ラインによる点検も強化し、適正な事務処理に取り組めます。</p>	<p>公園緑地部 公園監理課</p>
<p>イ 公園占用許可</p> <p>令和3年9月14日に実地調査を行ったところ、金岡東公園に、都市公園法に基づく占用許可を行っていない看板が2か所設置されていた。</p>	<p>御指摘を受けた2か所の看板の内、1か所については設置者に連絡を行い、設置申請書の提出を受け、令和3年11月17日に許可を行いました。残る1か所については、設置者が不明なため、令和3年10月28日に撤去を行いました。</p> <p>今後、公園施設の点検や巡視等を行う際には、不法占用にも留意し、適切な維持管理に取り組めます。</p>	<p>公園緑地部 公園監理課</p>
<p>6(1)</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理について</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理に</p>		

<p>係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公有財産台帳の整備</p> <p>公有財産台帳において、土地26件及び建物27件を調査した結果、土地13件及び建物16件の台帳で、財産の増減があった際にその記載がなかったものや現在高欄が増減後の合計の数値になっていないものなど記載漏れ及び記載誤りがあった。</p> <p>イ 行政財産の目的外使用料の徴収</p> <p>泉北地区一括引継財産（公園予定地）において、共架線の行政財産目的外使用許可を行っているものについて、目的外使用料の算定方法を誤り、徴収額が不足しているものがあった。また、道路占用料として徴収すべきところ目的外使用料として徴収している</p>	<p>当課で所管する土地や建物等の台帳全てについて、記載漏れ及び記載誤りの訂正作業を進めています。御指摘を受けた台帳については令和4年1月31日までに修正しました。その他の台帳は、所管する土地等が多数あり、作業に時間を要するため、令和4年度末を目途に台帳の訂正を行います。</p> <p>また、再発防止のため、公有財産台帳の取扱いについて、令和3年12月20日に改めて課内で研修をおこない、適切な事務処理の周知徹底を図りました。</p> <p>今後、財産の増減があった際には、更新した公有財産台帳を必ず決裁に添付し併せて確認を行い、再発防止に取り組みます。</p> <p>申請者に連絡を行い、令和3年12月28日に適正な使用料となるよう変更許可を行いました。</p> <p>不足した使用料は、令和4年3月31日を納期限とし、令和4年2月18日に請求を行いました。</p>	<p>公園緑地部 公園監理課</p> <p>公園緑地部 公園監理課</p>
--	---	---

<p>ものがあつた。</p>	<p>また、行政財産目的外使用許可に関する共架電線の使用料の取扱いについて、令和3年11月24日に関係職員全員で共有し、再発防止について周知徹底を行いました。</p> <p>今後は、事務マニュアルに行政財産目的外使用許可に関する共架電線の使用料の考え方を追記し、継続的に職員間で共有できるよう改善に取り組んでいきます。</p>	
<p>ウ 行政財産の目的外使用許可</p> <p>令和3年9月14日に実地調査を行ったところ、天神公園予定地で行政財産目的外使用許可を行っていない看板、机及び椅子等が設置されていた。</p>	<p>看板、机及び椅子等の設置者に指導を行い、令和3年11月8日に全て撤去されていることを確認しました。今後、公園施設の点検や巡視等を行う際には、不法占用にも留意し、適切な維持管理に取り組みます。</p>	<p>公園緑地部 公園監理課</p>
<p>6(2)</p> <p>委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があつたので、適切な処理をする必要がある。</p>		
<p>ア 収入印紙の貼付</p> <p>放置自転車等対策・撤去運搬・保管返還業務について、金額が不足した収入印紙が貼付されている契約書を受け取っていた。</p>	<p>御指摘を受け、直ちに受託者から不足している収入印紙を貼付した契約書を受理しました。</p> <p>今後は、契約書を受け取る際に複数の職員で確認します。また、支払時にも再確認</p>	<p>サイクルシティ推進部 自転車対策事務所</p>

	を行い再発防止に努めます。	
--	---------------	--



堺市監査委員公表第18号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月8日

堺市監査委員 三宅達也
同 田 潤 和 夫
同 藤 坂 正 則
同 播 磨 政 明

行管第 1542 号

令和4年3月22日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和3年12月22日付け監査委員報告第14号	市民人権局
令和3年12月22日付け監査委員報告第15号	建設局
令和3年12月22日付け監査委員報告第16号	南区役所
令和3年12月22日付け監査委員報告第17号	消防局
令和3年12月22日付け監査委員報告第21号	堺市立人権ふれあいセンター
令和3年12月22日付け監査委員報告第22号	堺市立青少年センター、堺市立 青少年の家、堺市立日高少年自 然の家

監査結果に基づく措置通知

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和3年8月2日 ～ 令和3年12月22日	
措置を講じた部局等	南区役所	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>4(2)</p> <p>社会福祉費負担金(養護老人ホーム負担金)について</p> <p>堺市老人福祉法施行細則に基づき、養護老人ホーム入所者負担金を収入している。</p> <p>この事務について関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 徴収記録票の作成及び督促状の送付</p> <p>養護老人ホーム負担金徴収事務のマニュアルでは、月ごとに納入告知を行い、納期限までに入金されていない場合には、徴収記録票を作成し、以降入金されるまでの督促、催告の状況を記載して課内で供覧を行うこととされている。また、督促状の送付は、納期限後30日以内に行うこととされている。</p> <p>しかし、督促の対象者がいるにもかかわらず徴収記録票が作成されておらず、督促状の送付も令和2年度に発生した未納35件(5人)分を令和3年6月3日にまとめて実施していた。</p>	<p>御指摘を受け令和3年8月30日に未納者5人の徴収記録票を作成しました。</p> <p>今後はマニュアルの順に従い徴収記録票を作成し、督促状については納期限後30日以内の送付、催告書については年4回以内の範囲で定期的な送付を行い、適切な債権管理を実施します。</p>	<p>南保健福祉総合センター 地域福祉課</p>

<p>6 (1)</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理について</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公有財産台帳等の記載</p> <p>総務課及び自治推進課が所管する公有財産のうち 5 か所に係る公有財産台帳、行政財産使用許可台帳及び公有財産貸付台帳において、下記の記載誤りや記載漏れがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の耐用年数の記載漏れ ・自動販売機の設置面積の記載誤り ・行政財産目的外使用許可書や公有財産使用貸借契約書と異なる使用目的の記載 	<p>御指摘を受けた件につきましては、全て令和3年8月31日に各台帳への記載及び修正を行いました。</p> <p>今後は、公有財産の貸付や行政財産の目的外使用許可の決裁と併せて台帳を回覧するよう事務処理方法を改め、確認していきます。</p> <p>御指摘後、令和3年9月7日に公有財産貸付台帳の修正を行いました。</p> <p>今後は、記載内容の不一致が生じないように、それぞれの書類を突合し、正確な内容であることを確認して、手続きを進めます。</p>	<p>総務課</p> <p>自治推進課</p>
<p>6 (2)</p> <p>委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 委託業務における事前の提出書類</p> <p>以下の委託業務において、業務の実施に先立ち市と協議するた</p>	<p>南区役所が契約した委託業務のうち3業務について、契</p>	<p>総務課</p>

<p>めに提出することになっている書類について、提出を受けていないものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南区役所庁舎清掃業務 日常清掃の作業計画書 ・南区役所設備運転監視等業務業務日課表 ・南区役所警備業務 警備日課表 	<p>約締結前に各業務責任者と協議を行い各書類の（案）の提示を受けていましたが、最終的に合意した書面の提出を確認できていませんでした。御指摘を受け、各委託業者へ連絡し、令和3年9月8日までに、書類の提出を受けました。</p> <p>今後は、業務毎に確認表を作成し、提出書類に不備がないよう確認していきます。</p>	
<p>イ 受注者からの報告書類の確認 受注者からの報告書を確認したところ、以下のものがあった。</p>		
<p>(ア) 南区役所清掃業務の定期清掃作業完了報告書を確認したところ、受注者から提出を受けていた業務担当者名簿に記載されていない者が作業に従事している日があった。</p>	<p>定期清掃の業務従事者について、御指摘後、委託業者に確認したところ、契約締結時に提出を受けていた業務担当者名簿から従業員の変更があったが、報告が漏れていたことがわかりました。直ちに現在の業務担当者名簿の提出を依頼し、令和3年9月3日付けで提出を受けました。</p> <p>今後は、定期的に業務完了報告書に記載の業務従事者と業務担当者名簿の突合を行い、報告漏れがないよう確認します。</p>	<p>総務課</p>
<p>(イ) 南区役所警備業務には、常駐警備、巡回警備、車両誘導及び夜間警備が含まれているが、業務報告書には車両誘導に係る報告がなかった。</p>	<p>車両誘導業務について、担当職員が目視で履行確認を行っていましたが、警備業務報告書への記載はなく、報告書での履行確認ができていない状態となっていました。御指</p>	<p>総務課</p>

<p>ウ 変更契約に係る決裁</p> <p>南区役所警備業務は、平成31年4月1日に契約した長期継続契約であり、令和2年度に2回、令和3年度に1回の変更契約を締結している。</p> <p>しかし、そのいずれにおいても変更契約日より大幅（約3か月から6か月）に遅れて契約締結に係る決裁を行っていた。</p> <p>6(3) 補助金について</p> <p>補助金に係る事務について関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 実績報告書の確認</p> <p>堺市老人集会室運営補助金交付要綱では、補助金の額は経費ごとに限度額が定められ、維持管理費（光熱水費等）は年額6万4,000円を限度としてその実支出額を補助することとなっている。</p> <p>また、補助事業者である各校区自治連合会は、補助事業完了後「堺</p>	<p>摘を受け、委託業者と協議し、警備業務報告書の様式変更を行い、令和3年11月から車両誘導業務の従事者についても報告する様式に改めました。</p> <p>今後は、仕様書に沿った業務報告書になっているかを確認し、履行確認を適切に行います。</p> <p>警備業務責任者と変更契約締結に向け、調整を行っていましたが、必要な書類の提出を受けるのに時間を要してしまいました。</p> <p>今後は、書類の提出期限を明確に示し、このような事案が発生することがないように、指導し又は改善を求めるなど厳正に対応します。</p> <p>御指摘のあった3件について、維持管理費の実支出額がわかる書類の提示を求め、令和3年12月2日までに、全て補助金相当額以上の支出があることを確認しました。</p> <p>今後補助事業者に対して、実績報告書の作成にあたって</p>	<p>総務課</p> <p>南保健福祉総合センター 地域福祉課</p>
--	--	---

<p>市老人集会室運営補助金実績報告書」を提出しなければならないとされており、これに補助金充当先の決算額を費目別に記載させることになっている。</p> <p>しかし、令和2年度の実績報告書において、明らかに決算額が補助金の上限額となるよう調整された数値となっているものなど、実支出額でないと思われるものが3件あり、実際の支出額を確認していなかった。</p> <p>6(4) 現金等の管理について</p> <p>現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 現金出納事務</p> <p>現金出納事務の手引きでは、收受した現金は、資金管理を適正に実施すること及び盗難等による紛失リスクを最小限に留めることなどから、原則として、即日又は翌日に、指定金融機関に払い込むこととされている。ただし、その收受した額が5万円に達するまでの間は、收受した月の翌月の初日までの間に限り、これを保管することができることとされている。</p> <p>しかし、介護保険料の徴収業務において、令和3年4月19日には現金の保管額が5万円を超えていたにもかかわらず、翌20日に金融機関へ払い込まず、4月16日から21日までの4日分の受入額合計(13万</p>	<p>は、充当先の決算額は光熱水費等の実支出額を記載し、子メーターがない場合は面積で按分して記載するよう指導します。</p> <p>令和3年9月24日、介護保険係長が係員全員に徴収金の事務処理について、改めて説明を行いました。併せて指定金融機関の取扱時間内の払込みが可能な場合には即日払い込むこと、毎朝前日の徴収金の有無を確認し、ある場合は速やかに払い込むことを確認しました。さらに、主担当者が不在の場合は、副担当者が行うことも確認しました。</p> <p>今後は、收受金額の多寡にかかわらず、即日又は翌日には払込みを完了するよう徹底します。</p>	<p>南保健福祉総合センター 地域福祉課</p>
--	---	------------------------------

<p>1,110円)を4月22日にまとめて払い込んでいた。</p> <p>イ 現金出納簿の記載</p> <p>令和3年8月30日に実地調査を行ったところ、駐車場使用料の前渡資金に係る現金出納簿において、令和3年8月3日から8月18日の間に受入れ及び払出しがあったにもかかわらず、その記載をしておらず、現金出納簿の残高(5,590円)と保管している現金の実際残高(2万4,690円)が一致していなかった。</p>	<p>現金出納簿への記載について、その都度記載するべきものですが、実地調査が行われた際には、令和3年8月分の記載が出来ていませんでした。御指摘後、すぐに現金出納簿への記載を行いました。</p> <p>今回の事案を受けて、前渡資金受領者及び取扱員には、前渡資金に関する事務の取り扱いについて改めて指導し、再発防止を図りました。</p>	<p>南保健福祉総合センター 南保健センター</p>
---	--	--------------------------------



堺市監査委員公表第19号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月8日

堺市監査委員	三	宅	達	也	
	同	田	渕	和	夫
	同	藤	坂	正	則
	同	播	磨	政	明

行管第1542号

令和4年3月22日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和3年12月22日付け監査委員報告第14号	市民人権局
令和3年12月22日付け監査委員報告第15号	建設局
令和3年12月22日付け監査委員報告第16号	南区役所
令和3年12月22日付け監査委員報告第17号	消防局
令和3年12月22日付け監査委員報告第21号	堺市立人権ふれあいセンター
令和3年12月22日付け監査委員報告第22号	堺市立青少年センター、堺市立 青少年の家、堺市立日高少年自 然の家

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	令和3年8月2日 ～ 令和3年12月22日	
措置を講じた部局等	消防局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>2(1)</p> <p>消防手数料(危険物手数料)について</p> <p>堺市消防手数料条例に基づき、危険物手数料を収入している。</p> <p>この事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 消防法の規定による通報</p> <p>消防法で指定された数量(以下「指定数量」という。)以上の危険物を貯蔵又は取り扱う施設として設置の許可をしたもののうち、指定数量の倍数が一定数以上の許可については、大阪府公安委員会に通報しなければならないとされている。</p> <p>しかし、令和3年4月1日から7月31日までの許可に関して消防局全体で9件の通報が必要であったが、そのうち堺消防署の許可1件が大阪府公安委員会に通報されていなかった。</p> <p>3(1)</p> <p>消防事務委託に伴う財産の取扱いについて</p> <p>地方自治法に基づく大阪狭山市</p>	<p>御指摘後、通報漏れがあった令和3年5月分については、同年10月15日付けで大阪府公安委員会に報告を致しました。</p> <p>今回の件を踏まえ、危険物保安課において事務処理体制の見直しを行い、令和3年11月8日に「危険物申請等事務手続基準」を改正し関係各課署に周知致しました。今後の再発防止に努めてまいります。</p>	<p>堺消防署 予防課</p>

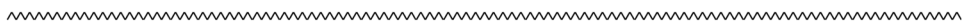
<p>からの消防事務委託に伴い、同市から財産の譲渡を受けている。</p> <p>この財産の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 備品の管理</p> <p>大阪狭山消防署で管理している備品について、備品登録を行っていなかったものや、備品登録において所在名称を誤っていたものがあった。また、同署内に市の所有物ではない発電機 1 台が保管されていた。</p> <p>4 (2)</p> <p>役務費（手数料）について</p> <p>役務費（手数料）に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 再検査業務の履行確認</p>	<p>御指摘後、登録漏れ及び所在場所の誤登録があった備品について、令和3年9月27日及び11月5日に修正登録作業を行いました。また、署内に保管されていた発電機については、直ちに所有者である大阪狭山市に返却致しました。</p> <p>今回の事案を受け、署内で管理している全ての備品の保管状況について、備品登録台帳等を基に再度確認を行いました。</p> <p>平成30年8月20日付け消総第1633号通知に基づく備品等の管理について、所属職員に再度周知を行い、備品の配置場所及び数量と財務会計システムの登録状況の確認を確実に行ってまいります。</p>	<p>大阪狭山消防署</p>
--	---	----------------

<p>高圧ガス容器再検査業務について、契約書で受注者は業務完了時に業務完了届を提出することとされている。</p> <p>しかし、業務完了時に業務完了届の提出を受けていなかった。</p>	<p>御指摘を受け、受注者に対し、未提出分の業務完了届の提出を指示し、令和3年9月16日に受理致しました。</p> <p>また、同日、業務完了時には、業務完了届を遅滞なく提出するよう受注者に対して指導を行いました。</p> <p>今後このようなことがないよう業務完了時の確認体制を改め、提出漏れが無いよう、複数人での確認を行ってまいります。</p>	<p>警防部 警防課</p>
<p>4 (3) 委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。</p>		
<p>ア 受注者からの報告書類の確認</p> <p>美原消防署庁舎清掃業務について、日常清掃業務報告書を確認したところ、受注者から提出を受けていた業務担当者名簿に記載されていない者が作業に従事している日があった。</p>	<p>業務担当者の変更については口頭による報告のみであったことから、御指摘後、受注者に対し早急に業務担当者名簿による報告を指示し、令和3年9月22日に受理致しました。</p> <p>今後は、業務担当者の変更のほか、臨時の措置等が必要な場合は、契約書等の内容を基に、必要な措置を遅滞なく行うよう、所属職員に周知徹底を行いました。</p>	<p>美原消防署</p>
<p>イ 収入印紙の貼付</p> <p>消防局文書等集配業務について</p>	<p>御指摘を受け、受注者から</p>	<p>総務部</p>

<p>て、金額が不足した収入印紙が貼付されている契約書を受け取っていた。</p>	<p>令和3年9月10日付けで不足分を税務署に収めた領収書の写しを受領しました。</p> <p>今後はこのようなことがないよう、相手方から契約書を受領する際の確認事項について、所属長から所属職員に対し改めて周知徹底を行いました。</p>	<p>総務課</p>
<p>ウ 委託業務の履行確認</p> <p>消防局ほか冷暖房設備保守点検業務について、仕様書では受注者は点検完了時に作業報告書と別に機器の型式等詳細な情報を記入した点検結果報告書を提出することとされている。</p> <p>しかし、点検完了時に当該点検結果報告書の提出を受けていなかった。</p>	<p>御指摘を受け、受注者に対し業務内容の確認及び点検結果報告書の提出を指示し、令和3年11月1日に点検結果報告書を受領致しました。</p> <p>今後は、契約締結時に年間の点検内容及び提出物、点検終了時に提出が必要な報告書について、契約業者に指示・確認を行います。また、提出漏れの報告書がないか、確認を徹底します。</p>	<p>総務部 総務課</p>
<p>エ 委託業務に関する決裁</p> <p>消防局庁舎設備運転監視等業務について、堺市消防事務決裁規則に基づき、部長が業務の委託に関する決裁及び予定価格の決定を行うべきところ、課長が決裁及び決定を行っていた。</p>	<p>予定価格の決定、業務委託及び契約締結について、令和3年11月10日付けで追認の部長決裁を受けました。</p> <p>今後は、予定価格の決定及び業務委託起案の際に、調達課が作成するチェックシートを活用し、事務担当者及び決裁者が決裁区分を確認します。</p>	<p>総務部 総務課</p>
<p>[予定価格の決定について(意見)] 消防局庁舎設備運転監視等業</p>	<p>今後は、予定価格の決定時</p>	<p>総務部</p>

<p>務について、3年間の長期継続契約として平成25年度、28年度及び令和元年度に一般競争入札により契約している。当該業務の契約について、過去3回（平成25年度、28年度及び令和元年度）の予定価格等を調査したところ、業務内容に大きな変更がなかったにもかかわらず、令和元年度の契約の予定価格は、平成25年度及び28年度の予定価格と比較して約3～3.5倍となっており、過去3回の契約額と比べても大きく乖離していた。</p> <p>堺市契約規則では、予定価格は、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して定めるものとするが、令和元年度の契約の予定価格は取引の実例価格を考慮して決定されたものとは言い難い。</p> <p>委託業務の入札にあたっては、取引の実例価格等を考慮するとともに、業務の仕様に基づき積算し、予定価格の決定を適切に行われたい。</p> <p>4(4) 現金等の管理について 現金等の管理に係る事務について、以下のとおり指摘すべき事項があったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 公金外現金の取扱い 大阪狭山防災協会の事務で扱っている公金外現金について、所</p>	<p>に過去の契約実績を考慮するとともに、業務の仕様に基づき業者から参考見積を徴取するなどの方法で、取引の実例価格等の確認を行い、予定価格の決定を適切に行います。</p> <p>御指摘を受け、支出伝票の作成及び現金出納簿の記載を</p>	<p>総務課</p> <p>大阪狭山消防署</p>
---	--	---------------------------

<p>属長の決裁を受けずに支出を行っているものがあった。また、当該支出について、現金出納簿（兼収支整理簿）にも記載していなかった。</p>	<p>行い、所属長の決裁を受けました。 今後はこのようなことがないように、改めて各種事務処理の要領等について所属職員に周知徹底を行いました。</p>	
---	---	--



堺市監査委員公表第20号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月8日

堺市監査委員	三	宅	達	也	
	同	田	渕	和	夫
	同	藤	坂	正	則
	同	播	磨	政	明

行管第1542号

令和4年3月22日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

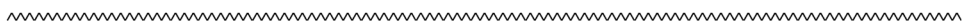
令和3年12月22日付け監査委員報告第14号	市民人権局
令和3年12月22日付け監査委員報告第15号	建設局
令和3年12月22日付け監査委員報告第16号	南区役所
令和3年12月22日付け監査委員報告第17号	消防局
令和3年12月22日付け監査委員報告第21号	堺市立人権ふれあいセンター
令和3年12月22日付け監査委員報告第22号	堺市立青少年センター、堺市立 青少年の家、堺市立日高少年自 然の家

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立人権ふれあいセンター)	
監査実施期間	令和3年8月2日 ~ 令和3年12月22日	
措置を講じた部局等	市民人権局 人権部 人権企画調整課 指定管理者：JSAグループ	
指 摘 事 項 等	措 置 内 容	所管部課等
<p>4 管理運営について</p> <p>(1) 基本協定書において、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請し、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせることができるとされている。</p> <p>しかし、水質検査業務及び廃棄物処理業務について、一部業務委託の承認申請を行うことなく、第三者に委託していた。</p> <p>[調理室の利用状況について(意見)]</p> <p>人権ふれあいセンターの施設の一部である調理室の利用状況を確認したところ、平成30年度の稼働率は6.9%、令和元年度は6.4%(なお、令和2年度は1.0%)と、</p>	<p>今回の御指摘を受け、令和3年10月26日付で市へ第三者への一部業務委託の承認申請を行いました。</p> <p>今後は、第三者への一部業務委託が発生した場合には、市への承認申請を行い、承認を得た上で業務を行います。</p> <p>当該業務について、令和3年10月26日に指定管理者から第三者への一部業務委託承認申請書が提出され、委託先、業務内容と契約金額等を確認した上で、10月29日付で承認を行いました。</p> <p>今後は、基本協定書に基づき、承認手続の必要な業務について適正な事務処理を行います。</p> <p>調理室の稼働率の向上については、料理教室の実施回数の増加や新しい事業の創出など、所管課と協議しながら、調理室の有効活用について検</p>	<p>指定管理者</p> <p>人権企画調整課</p> <p>指定管理者</p>

<p>新型コロナウイルス感染症による施設利用低下の影響を受ける以前から、低い稼働率となっていた。</p> <p>施設利用者及び他の市民も含めた幅広いニーズを把握し、各種イベントの企画や利用方法を見直すなど、より有効活用されるよう検討されたい。</p> <p>[建物の水漏れの状況について（意見）]</p> <p>現在の人権ふれあいセンターの建物（附属設備を除く建屋の建築費：13億4,515万円）は、平成27年4月に供用開始され、それから令和2年度末で6年しか経過していない。</p> <p>しかし、令和2年度の事業報告書によると、建物内で雨天時の水漏れが合計21回も発生していた。また、水漏れへの対応状況は、全て「経過観察中」と記載されており、解決には至っていなかった。令和元年度以前の事業報告書も確認したところ、水漏れは平成27年度に6回、平成28年度に2回、平成29年度に3回、平成30年度に2回、令和元年度に10回発生していた。</p> <p>所管課によると、施設の維持管理を行っている指定管理者がまず水漏れに対応しているが、建物の設計及び施工管理を行った建築部にも状況を確認してもらい、建築部が建物の施工業者にこれまで度々修繕を行わせてきたとのことである。</p> <p>現時点では水漏れの原因が特定</p>	<p>討します。</p> <p>指定管理者の実施する事業において、調理室を利用した新たな教室・講座の実施や、貸館の促進等、調理室の有効活用について指定管理者とともに検討を進めます。</p> <p>水漏れの発生時には指定管理者から詳細な現場の状況を含めた報告を受け、今後も、指定管理者や建築部等関連部署と情報交換を積極的に図り、適切な施設の維持管理を行います。</p>	<p>人権企画調整課</p> <p>人権企画調整課</p>
---	---	-------------------------------

<p>されておらず、水漏れが発生する状況が続けば、本市の財産である建物の耐久性を著しく低下させるおそれがある。関連部署が水漏れの原因特定と根本的な対策を講じられるよう、所管課は指定管理者から水漏れ対応に要した手間や費用の状況等、現場の状況についてきめ細かく報告を受け、把握するよう努められたい。</p>		
---	--	--



堺市監査委員公表第21号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年4月8日

堺市監査委員	三宅達也
同	田淵和夫
同	藤坂正則
同	播磨政明

行管第1542号

令和4年3月22日

堺市監査委員様

堺市長 永藤 英機

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

令和3年12月22日付け監査委員報告第14号 市民人権局
令和3年12月22日付け監査委員報告第15号 建設局
令和3年12月22日付け監査委員報告第16号 南区役所
令和3年12月22日付け監査委員報告第17号 消防局
令和3年12月22日付け監査委員報告第21号 堺市立人権ふれあいセンター
令和3年12月22日付け監査委員報告第22号 堺市立青少年センター、堺市立
青少年の家、堺市立日高少年自
然の家

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立青少年センター、堺市立青少年の家、堺市立日高少年自然の家)	
監査実施期間	令和3年8月2日 ~ 令和3年12月22日	
措置を講じた部局等	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども育成課 指定管理者：公益財団法人大阪 YMCA	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
<p>4 事業運営について</p> <p>(1) 堺市立青少年センター等の設置及び管理に関する条例に基づき、指定管理者が定めた利用料金には、一般料金のほか青少年等が利用する場合の料金がある。</p> <p>また、条例施行規則において、青少年センター等の使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書により申請しなければならないとされており、申請書には、指定管理者が使用許可に当たり、青少年等料金を適用する場合にその旨を記載する欄がある。</p> <p>しかし、青少年センターにおいて、指定管理者は申請書に青少年等料金を適用する旨を記載していないにもかかわらず、青少年等料金を徴収しており、指定管理者が青少年等料金を適用するかどうかを確認した記録が残されていないものが多数あった。</p> <p>(2) 堺市会計規則において、市の物品取扱員は、備品票を備品に貼り付けなければならないとされている。また、令和3年4月1日に、備品として管理する物品の取得価格が2万円以上から3万円以上に</p>	<p>御指摘を受け、今後、同様の事案が起きないように記入すべき箇所を色付けした見本を作成し、担当者全員が見本を確認しながら受付事務を行うよう改めました。また、業務責任者が、記入漏れがないか申請書を確認しています。</p> <p>御指摘を受け、指定管理者へ受付時用の見本を作成するよう指示しました。また、作成された見本は受付窓口に設置し、見本を確認しながら受付を行っていることを確認しました。</p> <p>今後、市が消耗品シールを貼付する場合は、貼付誤りがないよう立ち会って相互に確認します。</p> <p>御指摘を受け、直ちにシー</p>	<p>指定管理者</p> <p>子ども育成課</p> <p>指定管理者</p> <p>子ども育成課</p>

<p>変更されており、取得価格2万円以上3万円未満の物品は消耗品扱いとし、もともと貼付されていた備品票の上に消耗品シールを貼付することとされている。</p> <p>しかし、青少年センターにおいて、取得価格3万円以上のロビーチェア1台が備品であるにもかかわらず、備品票の上に消耗品シールが貼付されていた。</p> <p>また、取得価格3万円未満のロビーチェア1台が消耗品であるにもかかわらず、備品票が貼付されたままになっており、その上に消耗品シールが貼付されていなかった。</p> <p>[利用団体の私物の保管について(意見)]</p> <p>青少年センター及び青少年の家において、指定管理者は施設利用団体が所有する備品を保管している。しかし、各施設において利用団体の私物の保管に関して定めたものがなかった。保管に関する責任の所在を明確にするため、保管備品、保管期間等を管理する受払様式を定めた規定等の整備を検討されたい。</p>	<p>ルを貼り直しました。今後、備品登録の対象が変更された場合は、指定管理者の立ち会いのもと、備品番号により対象物品を確認して消耗品シールを貼付します。</p> <p>市から令和3年10月13日付で「堺市青少年施設に係る団体備品の取扱い基準」が示されたことから、この基準に則り運用を開始し、青少年センターについては、6団体中5団体の手続が完了し、残り1団体は備品をお持ち帰りいただきました。青少年の家については、4団体全ての手続が完了しました。</p> <p>御意見を受け、施設の管理上支障がないことや、都度の搬入・搬出が困難であるなど保管に合理的な理由がある場合に、指定管理者が団体の責任による保管を認めることができる旨を定めた「堺市青少</p>	<p>指定管理者</p> <p>子ども育成課</p>
--	--	----------------------------

	<p>年施設に係る団体備品の取扱い基準」を令和3年10月13日付で制定し、同日、指定管理者へ通知しました。</p> <p>この基準では、団体が保管備品や保管期間等を記載した依頼書を指定管理者へ提出し、指定管理者は団体に対して、当該団体の責任による保管を認める確認書を発行する手順を規定しています。</p> <p>この基準に則り指定管理者が運用を開始し、青少年センターについては、11月11日に5団体全ての手続が完了したことの報告を受け、同日確認しました。また、青少年の家については、11月4日に1団体の報告を受け同日確認し、11月30日に残り3団体の報告を受け同日確認しました。</p>	
--	---	--